平成２２年（フ）第７５６号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目５番５―206号
債務者　趙　　眞熙
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
さいたま市南区大字太田窪2348番地34
債務者　前田　義則
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７５９号
埼玉県北本市中丸２丁目262番地、旧住所神奈川県横浜市中区山下町112番地４　ポートヴィラ元町1004号室
債務者　染谷　久美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
さいたま市桜区桜田１丁目19番22―103号
債務者　佐々木秀志
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
さいたま市桜区桜田１丁目19番22―103号
債務者　佐々木ヴィオレッタ
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
さいたま市見沼区大字風渡野402番地６　市川屋301
債務者　鉢嶺　久枝
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘４丁目14番23号　ツモルハイツ205号
債務者　山田　文男
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
埼玉県川口市並木元町１番47号　105号、旧住所埼玉県川口市芝富士２丁目13番20―305号　日神パレステージ南浦和サウスフォト
債務者　風間　　玲
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３０号
埼玉県桶川市下日出谷西２丁目11番地の５　ラシーヌＢ―101号
債務者　小田中康夫
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３１号
埼玉県桶川市下日出谷西２丁目11番地の５　ラシーヌＢ―101号
債務者　小田中美千子（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７４号
さいたま市桜区大字神田356番地１　マンションMOMO305号
債務者　島村　名香
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
さいたま市浦和区本太５丁目34番16号　ハイム堀之内２―103
債務者　津川　昭子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
埼玉県幸手市香日向３丁目１番12号
債務者　栗田　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９０号
埼玉県久喜市高柳2433番地　コンフォート栗橋210
債務者　新井　　功
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９１７号
埼玉県川口市在家町29番14号　ピーターマンション北園壱番館201号、破産申立時の住所さいたま市北区大成町４丁目708番地４　鈴木アパート102号室
債務者　市川真由美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４０号
さいたま市岩槻区城南２丁目７番64―202号
債務者　小島　俊雄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４９号
埼玉県戸田市大字新曽839番地　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田西222号室
債務者　宮崎　　清
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係